

# 中国地方広島都市圏の特色ある3市の 墓地・斎場の経緯と無縁化への対応 ～広島市、呉市、東広島市を事例として～

横村久子

## はじめに

葬送の地としての墓地や斎場は、現在の少子高齢人口減少やライフスタイルの変化によって大きく変化してきた。筆者は個人化社会における墓の無縁化・個人化・流動化を超えるものとして墓の無形化・有期限化・共同化の方向を指摘してきた<sup>1)</sup>。さらに無縁化社会に進みつつある現在、自治体の公共墓地においても方策が進められている<sup>2)</sup>。

本稿では、都市圏を形成する各都市の墓地や斎場がどのような経緯で現在に至り、どのような現状に対して方策を実施しているかを見る。特に無縁化社会になりつつある現在における合葬墓や無縁遺骨への対応について考える。

研究方法は、中国地方で中心都市の広島都市圏を研究地とし、広島市、呉市、東広島市に共通の調査項目について事前送付し、資料収集とヒアリング、墓地と斎場の現地調査を令和5年8月に行った。調査結果から各市がどのような経過を経て現在の状況と方向になったか、その過程と要因を分析、広島都市圏で現在の墓地、斎場が成立してきたか、3都市の独自性と都市圏としての成立要因と今後の方向性を探った。

## I 広島市

### 1 広島市営墓地の管理運営について

広島市は、「墓地は永続性と非営利性を確保したうえでの健全な運営が求められるため、その経営主体は原則として地方公共団体である必要がある」<sup>3)</sup>と

して、公募を目的として造成した高天原墓園や三滝霊園などの他、町村合併により引き継いだ墓地などを含めて44か所の墓地を管理している。そのうち26か所については市営墓地として「広島市墓地及び納骨堂条例」に規定している。

市営墓地の管理については、市営墓地8か所で市民を対象に毎年使用者の募集をしている。平成28年度以降は、高天原墓園に整備した「合葬墓」の使用者を募集（使用料は1体5万円）している。合葬墓は約1万体が入る構造になっている。現時点では収容可能数に十分余裕があるため、募集数に制限を設けていない。

墓地の管理上の課題として挙げられているのは、墓地の使用者の死亡に伴う承継の手続きがされず、無縁墓が生じていることである。自治体にとって大きな課題であり、同市では戸籍調査等により承継者を探すが承継者が現れなかった場合はその墓は関係法令に基づいて無縁改葬をしている。

この状況について、ある市会議員より「空き区画の増加に伴う市営墓地の集約化や墓地区画の分割による空き区画の販売促進など経営改善を」するよう意見が述べられている。そのため、平成28年から6㎡を2つの小面積の区画に分割することにより、比較的低廉な墓地使用料にして販売促進をしている。

同市では、平成24年度に市営墓地の維持管理の適正化を目的として墓地管理料制度を導入している。市営墓地の一部を除く23か所の墓地使用者から管理料を徴収するため、納付書を送り、期限までに納付しなかった人に督促をしている。令和2年度時点で収納率は91.4%で、口座振替の周知や利用を呼び掛けている。

また同市は、市営墓地の「公募」を重要な政策としている。令和5年4月時点で26か所の市営墓地のうち、8か所で市民を対象に墓地使用者を募集している<sup>4)</sup>。8か所とは、①高天原墓園 ②天王墓地 ③正池平墓地 ④三滝墓園 ⑤温井墓地 ⑥前原墓地 ⑦小越墓園 ⑧杉並台墓苑である。

「市営墓地一覧表」を見ると、東区に11墓地、南区3墓地、西区5墓地、阿佐南区2墓地、安芸区3墓地、佐伯区1墓地がある。その来歴は様々で、墓地

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応の性質では「代替墓地」が7か所、「特定墓地」が1か所、「共同墓地」が11か所になっている。これについては後で説明する。26か所のうち管理料を取っていないのは3か所で、規模が小さい引継ぎ墓地である。

## 2. 高天原墓園について

高天原墓園は、昭和27年に造成された都市計画墓園である。墓地使用者を公募している8墓地は面積にばらつきがあるが、最も大きな墓地はこの高天原墓地で12.37ha、全区画数は2203ある。同市東区中山南、尾長町・矢賀町にかかる丘陵地であるが広島駅からバスで近く、「大内越峠」バス停前に入り口がある。(図1 高天原墓地平面図)



図1 高天原墓園平面図 (広島市提供)

丘陵地の上部を使い、縫うように構内道路があり、一般墓地や芝生墓地が配置されている。同墓地に斎場の「永安館」が設置されている。

「高天原納骨堂」は斎場すぐ近くにあり、鉄筋コンクリート造りの2階建てで、2019年時点で空き区画はない。

### 3. 合葬墓の新設

合葬墓は高天原墓園内に新設され、平成28年から使用者を募集している<sup>5)</sup>。初年度は188体使用許可し（使用者は96人）、平成29年度は152体（74人）、近年の令和4年は135体（73人）と、合葬墓使用者は毎年100～200人でコンスタントに使用されている。



写真1 広島市合葬墓

合葬墓は特色として「承継者不要、墓石不要、維持管理不要」とされ、承継者の有無に関係なく、費用を軽減でき、同市が永代にわたって管理すると記されている。

申し込み資格は住民で埋蔵しようとする焼骨を持っている人、または死亡の時に同市に住所があった人の焼骨を埋蔵しようとする人である。1申込で2体以上の遺骨を埋蔵することができる。実際は改葬の人が多いという。（写真1 広島市合葬墓）

H31～R4年の合葬墓の実際の使用者は、使用許可された441体の内241体である。

使用許可を得た市民の約半数になっている。使用料は一体につき5万円で、合葬墓を囲む銘板に埋蔵者の氏名を彫刻できる。しかし生前契約はしていない。

### 4. 市営墓地の由来による性質と使用状況について

現在「市営墓地」中で公募されている墓地は墓地政策上重要な墓地とされて

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応  
いる。それは墓地の由来により、性質が異なるからである<sup>6)</sup>。「公募墓地」7  
か所の他、「代替墓地」7か所、「共同墓地」11か所、「特定墓地」2か所がある。  
墓地の由来は同市の成り立ちや歴史を知る上で重要であるため、その性質と  
各々の墓地について簡単に由来を述べる。

### (1) 公募墓地

公募墓地は市が墓地行政の目的をもって造成し、一般公募により使用を許可  
したもので、純粋に公の施設として位置づけられている。

① 三滝墓園は、昭和18年に広島市都市計画墓地として決定。昭和25年に部  
分開設され、昭和27年に「特別都市計画墓園」として計画変更され（面積6.7ha、  
4000基）、昭和35年に工事完了（2483基）。昭和45年に建設局から衛生局に事務  
移管され、さらに管理区域（区画分）引継ぎ。昭和54年に計画変更され、面積  
6.7ha 開設面積4.9ha になっている。

② 高天原墓園は、昭和27年に「特別都市計画墓園」として決定（面積8.33ha）、  
昭和36年開設。その後昭和39年に計画変更され面積12.4haに拡大、2200基に。  
昭和45年建設局から衛生局へ事務移管、さらに衛生局へ管理区域（区画分）を  
引き継ぎしている。

③ 天王墓地は、安芸町より合併引継ぎで在来区画と公募区画がある。

④ 正池平墓地は、共同墓地（千足・くるめ木）であったが、戸坂村合併に  
より市有墓地となったものとみられる。さらに昭和38年に戸坂桜が丘団地造成  
に伴い、両墓地をまとめて代替地に新設許可し、昭和41年に新墓地が完成し、  
開発課から衛生課に所属替えている。在来区画と公募区画がある。

⑤ 前原墓地は、瀬野川中学校建設区域内にある墓地（民有）のため、代替  
墓地として瀬野川町が新設した。在来区画と公募区画がある。その後、昭和48  
年に合併引継ぎ。

⑥ 小越墓園は、矢野町が公募を目的に造成した墓園で、墓地内には個人所  
有の区画も点在している。昭和50年に矢野町より合併引継ぎ。

⑦ 杉並台墓苑は、湯来町が公募を目的に造成し、平成17年に湯来町より合

併引継ぎ。

このように見ると当初から同市が都市計画墓地として開設されたものと、団地造成や学校建設などで元々各町が公募を目的として造られた墓地が、広島市との合併で引き継がれた墓地であること、そのため墓地政策として重要な位置づけとなっていることが分かる。

## (2) 代替墓地

代替墓地は、使用対象者が地元の墓地使用者に限られている。代替墓地は市の他の事業目的を達成するために造成された墓地で、墓地行政の補完的役割を果たして、公募墓地に準ずると位置付けられている。

① 百田墓地は、昭和30年に戸坂村より合併引継ぎしたが、昭和42年百田団地造営に伴って代替地に墓地を新設許可されている。昭和44年に新墓地が完成して、開発課から衛生課へ所属替えされている。

② 八幡山墓地は、昭和30年戸坂村より合併で引き継いだ、昭和44年東浄団地造成に伴い代替地に新設許可し、昭和46年に新墓地完成後に開発課から衛生課へ所属替え。

③ 龍泉寺墓地も、昭和30年戸坂村より合併で引き継いだ、昭和46年に代替地に新設許可、昭和56年に管財課から東区厚生課へ所属替え。

④ 温井墓地は、昭和40年の太田川河川改修に伴い河川敷にあった墓碑を移転するため民有地を借り上げ、仮墓地を設置した。しかし当時の佐東町と使用者の間で、将来は本墓地を建設する旨の契約が交わされていることから、古川土地区画整理事業に合わせて建設することとした。そして同区画域内に用地を確保（昭和62年度）して、平成3年度から本墓地を造成して、平成4年に墓地移転を完了している。

⑤ 五郎丸墓地は、瀬野川中学校建設区域内にある墓地（民有）のため、代替墓地として瀬野川町が新設した。

⑥ 井口墓地は、西部開発「鈴が峯新住宅市街地開発事業」（昭和43年施行）において、事業区域内に点在していた民有墳墓を移転させるために代替墓地と

して新設した。

⑦ 田方墓地は、上記と同様である。

これらから、団地造成や、学校建設、住宅市街地開発、土地区画整理事業、また河川改修と昭和40年代に実施された大規模事業に伴い、代替として墓地が新設されたことが分かる。この時期は開発が盛んで、市町村合併の後も、開発が続いた時代と考えられる。

### (3) 共同墓地

共同墓地はもともと特定集落民（住民）の共同使用形態に由来する墓地である。しかし明治24年の市町村制の施行により集落から村に、次に町村合併により村から町に引き継がれ、さらに市との合併により広島市が引き継いだものである。

① 矢賀墓地は、昭和4年に隣接の覚法寺より寄付

② 金輪島墓地は、軍用地として共同墓地を接収された島民のために国有地の貸し付けを受けて許可、昭和27年国から譲与

③ 長尾墓地は、昭和30年戸坂村から合併引継ぎ、昭和36年所有権保存、平成9年戸坂住宅団地造成により代替地に新設許可

④ 惣田墓地は、昭和30年戸坂村より合併引継ぎ

⑤ 釜の上墓地は、昭和49年安芸町より合併引継ぎ

⑥ 平林墓地は、昭和49年安芸町より合併引継ぎ

⑦ 向洋墓地は、昭和4年仁保村と合併したが覚書に部落有財産（仁保村字洋甲釘3を含む）の管理は、従来の慣例によるとの趣旨を交わしていた。部落有財産を（広島）市へ引き継ぐという文言は無かった。（しかし）昭和16年に市長は、旧仁保村長と財産管理組合長から部落有財産引継ぎ申出書を受理。昭和40年に国道2号線の建設事業に伴い、この墓地の所有権を共有地から広島市へ所有権登記手続きを完了。

⑧ 蛇抜墓地は、昭和4年に己斐村から合併引継ぎ

⑨ 高須墓地は、大正15年に個人より古田村が買収し所有権移転登記、昭和

4年に古田村より合併引継ぎ、昭和49年古田村から広島市へ所有権移転登記、また管財課から衛生総務課へ所属替え、平成9年広島市西広島土地区画整理事業業換地、平成13年広島市西広島土地区画整理事業換地指定。

⑩ 中筋墓地は、かつて町有地と共有地からなり、中筋共同墓地管理組合が一体管理していた。昭和36年に中筋共同墓地（管理）組合が墓地経営許可を取得。昭和48年安古市町が広島市と合併、管理は従来どおり組合が実施。昭和54年に祇園新道（国道54号）の計画区域内に中筋墓地がかかったことを契機に、管財課の調査をもとに、市は共有地を合併時に引き継いだものと認めた。そして昭和59年に共有地について市有地として所有権保存登記完了。同年この土地について管財課から阿佐南区厚生課へ所属替え、また同年墓地変更許可（代替墓地）している。

⑪ 下町屋墓地は、昭和47年に可部町より合併引継ぎ

#### （4）特定墓地

特定墓地は公募・代替・共同のいずれにも属さない墓地で、特定の目的等により市が取得または確保した墓地である。

比治山墓地は、明治2年に広島藩の藩主及び神官の墓地として設けられた。昭和35年「広島平和記念都市建設法」（昭和24年8月6日法律第219号）第4条の規定に基づき中国財務局から譲与を受け市営墓地として管理している。しかし墓碑等が密集して建立されている。また、昭和57年7月26日の集中豪雨で墓地の南側斜面が崩壊、民家2戸の損壊と2人の児童が死亡する事故が発生し、その損害賠償の訴えが広島地方裁判所に提起された。この比治山墓地の法面防災工事については、平成9年～11年まで3年間をかけて実施済みである。

旧陸軍墓地は、明治5年広島鎮台と共に創設され、陸軍関係者の墓地として使用されていた。その後太平洋戦争の終焉とともに昭和20年11月中国軍管区司令部から墓地の管理委託を受けている。昭和30年2月、原爆被災により崩壊していた陸軍墓地を、護国団によって外人墓地の一角に再建工事を着手、昭和36年4月完成とともに広島市に礼拝堂の寄付がされている。敷地は、大蔵省中国

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応  
財務局から比治山公園用地として、一括借り上げ（昭和34年4月に無償に）し  
ていて、この旧陸軍墓地部分を実態によって同市健康福祉局保健部環境衛生課  
が管理している。

このように、現在の市営墓地として管理しているのは、当初から同市の都市  
計画墓地として造られたもの、市町村合併で引き継がれたもの、団地造成や土  
地区画整理事業、市街地開発事業や河川改修で代替地に新設されたもの、明治  
期の市町村合併から繰り返された合併により、最終的に広島市に引き継がれた  
ものである。さらに明治以降のその都市地域の歴史の変遷で特別な墓地が存在  
する。

墓地は個人や家族の死の記憶であると同時に、墓地の変遷はその都市や地域  
の発展や変遷を直接表す土地に残された歴史でもある。

## 5. 多様な設置者による墓地と納骨堂の状況

ここまで市営墓地の状況を見てきたが、市域は広く、寺院など多様な設置主  
体の墓地や納骨堂が存在する。

①地方公共団体では墓地は44か所、納骨堂は3か所 ②公益社団・財団法人  
では墓地が5か所 ③宗教法人では墓地は248か所と納骨堂が66か所 ④個人  
では墓地は7031か所 ⑤その他では墓地が3か所、納骨堂が3か所、ある。  
宗教法人の納骨堂は、寺院が新規で造ったものだという。個人が約7000か所と  
多いが、昭和23年の「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓埋法」という）  
以前の許可墓地であり、個人所有の土地に墓が建てられている。

## 6. 火葬場（斎場）の設置状況—開設年とその後の経緯

### （1）斎場（火葬場）の現状<sup>7)</sup>

広島市の火葬場は5か所あったが、令和3年に湯来火葬場が廃止され、現在  
は永安館、五日市火葬場、可部火葬場、西風館の4か所がある。この中で五日  
市火葬場と可部火葬場が町村合併により五日市町と可部町より引き継がれてい

る。令和4年度で見ると、可部は2炉で山間部であり、利用数は234件で市全体の利用割合は1.7%、また五日市は4炉で市全体の利用割合は11.0%で利用数1522件あり地元対策としている。「永安館」は旧広島市内の高天原墓園にあり、12炉で55.4%、7621件で利用が最も多い。「西風館」は安佐南区（人口増加地区）にあり、10炉で全体の31.9%で4388件の利用がある。

## （2）永安館と西風館の特徴

上記の中で、昭和37年に開設され最も古く利用数が多い永安館と、平成23年開設の最も新しい西風館を見てみる。永安館は立地や距離的条件、移動のしやすさなどから利用が最も多い。しかし平成7年に改築しているが、新しい西風館の方に同市は利用を誘導している。

西風館は安佐南区に平成23年2011年3月に開設された。当初から地元のまちづくり協議会や運営協議会で様々な要望や意見を取り入れながら計画が進められてきた。特に待合棟、葬儀棟、火葬棟、そして回廊に囲まれた庭園空間のデザインに、要望の強かった地域の川など風景を造り、庭園樹木とも一体感をもって、葬儀参列者を癒すすぐれた造景になっている。待合棟の中にも地域住民の要望が取り入れられ造られたデザインの説明板も設置されている。まちづくり協議会や運営協議会の意見や要望と建物や庭園の空間設計が共同した結果の良い事例である。（写真2 西風館建物と庭園）

火葬場で最も必要なのは人口動態に合わせた火葬能力である。「広島市火葬



写真2 広島市西風館建物と庭園

場整備計画」<sup>8)</sup>(令和2年)によると、2050年度までの火葬件数は推計によると、2039年度の1万7382件がピークでその後横ばいになるとされている。2024年度には火葬件数は火葬能力を上回り、そのため一時的に1炉当たりの火葬件数を増やし、火葬施設の長寿命化を進めている。また炉を増やす計画

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応を進めている。敷地に余裕がある西風館に増設される予定という。

### (3) 火葬場等の管理運営の課題

管理運営の課題は、①火葬場設備の修繕 ②指定管理者への対応 ③残骨灰の処理方法の変更 ④地元対策事業 ⑤各火葬場の運営協議会等である<sup>9)</sup>。

墓地や火葬場の管理運営について、指定管理者制度等を指定している自治体が増えている。同市も火葬場では永安館、可部火葬場、五日市火葬場、葬儀火葬場の西風館、そして「高天原納骨堂」の運営を公募で指定管理者として選定、指定している。

残骨灰の処理方法も多くの自治体の課題となっている。火葬場の残骨灰は令和3年度まで指定管理者が再委託により処分していた。令和4年度から同市が直接残骨灰の選別、供養、貴金属回収を直接委託している。プロポーザル方式から客観性の確保や業務負担軽減の観点から、選定方式を見直すとしている。

各火葬場の運営協議会は同市の特徴である。各火葬場について、毎年地域の人と運営協議会を開催し、火葬場の運営、地元対策事業の進捗状況等について説明している。

西風館の運営協議会は年2回していたが、平成31年度は新型コロナウイルス感染症の拡大で年1回になった。令和元年2019年の広島市西風館運営巡視協定書に基づいて、同9月から西風館巡視委員会を開催している。

また、災害時について「広島県広域火葬計画」<sup>10)</sup>により、被災した市町の火葬と遺体の取り扱いを行うことになっている。人口動態については保健所が管轄している<sup>11)</sup>。

## II 呉市

### 1. 斎場について島嶼部は陸地の斎場を利用

呉市には、平成の合併を経て、現在5か所の斎場がある<sup>12)</sup>。「呉市斎場」(同市焼山町)は平成18年に開設されているが美しく、敷地面積は19979.10m<sup>2</sup>、建物面積3692.21m<sup>2</sup>、火葬炉10基と最も大きい<sup>13)</sup>。この他に「蒲刈火葬場」、「東

部火葬場」、「極楽苑」、「豊火葬場」がある。いずれも面積は約1000m<sup>2</sup>で炉も数基である。この4つの火葬場は平成の町村合併で呉市になった。島嶼部は島内の火葬場を利用していたが、人口移動で現在は陸地の斎場を利用している。

この他に「江田島市葬祭センター」があり、地域住民の意向で呉市からの負担により江田島で火葬を行っている。江田島と呉市の間には橋が架かっている。

人口動態との関係は、「呉市墓地に係る管理運営に関する基本方針」<sup>14)</sup>の中で後述する。

現在、斎場の利用状況は、令和3年では呉斎場が最も多く3504件、次に東部火葬場が548件で多く、最近では島嶼部の市民の多くが東部を利用しているとみられている。その他の3火葬場は利用件数がそれぞれ10件以下である。

## 2. 呉市の特徴的な墓地の状況

### (1) 急斜面地の墓地

呉市の墓地は、特異な環境に置かれている。呉市域は市役所から窓の外を見ると、近辺の呉港を中心として市街地は丘陵地に囲まれている。墓地はこの市街地を囲む丘陵地に造られ、しかも急斜面に沿って造られた住宅地の奥地にある。墓地はさらに急斜面地に存在し、墓地内では急階段を歩かねばならない。また危険区域と看板に書かれた所もある。

各墓地にたどり着くには住宅地と墓地への道が狭く複雑で、Google map と



写真3 呉市急斜面地の墓地

ストリートビューを駆使し下調べをしないとたどり着けない状態である。(写真3 呉市急斜面地の墓地)

### (2) 市立霊園の現状について

同市には令和4年現在、市営墓地が13か所、公園墓地が2か所ある。公園墓地は川尻公園墓地(呉市川尻町)が面積47266.39m<sup>2</sup>、832区画で大きく、

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応  
音戸墓園（呉市音戸町）は8717.83m<sup>2</sup>、265区画と、計1097区画ある。この公園墓地は、合併前の旧川尻町と旧音戸町が造成したものである。これらの墓地は、「呉市営墓地に係る管理運営に関する基本方針」<sup>14</sup>によると、「使用者が納付した管理料を財源として設置した基金により維持管理する形態の施設で、川尻町公園墓地及び音戸墓園ともそれぞれ旧町において特別会計で管理運営していたものを、引き続き呉市が特別会計で管理運営している。」

令和4年3月末の担当課作成の資料の説明によると以下のとおりである。

市営墓地は13か所あり、合計で面積は計7万2067.15m<sup>2</sup>、区画数は計7979区画ある。地域に分散する斜面地の13か所の市営墓地が市民の埋葬地の役割を担っていることが分かる。13墓地の中で面積と区画数が最も大きいのは二河墓地（同市山手）で、面積2万7145.22m<sup>2</sup>で2431区画、次いで江原墓地868区画、古江墓地811区画である。

呉市に重要な港湾が造られた時に、周辺の少ない平地を確保して、墓地の移転先として周辺丘陵地の斜面地や谷合地になったのではないかとされている。市営墓地は、警固屋、室瀬、坪内、神原上、神原下、古江、鹿田、望地、江原、二河、二川、塩屋、吉浦、蒲刈の各墓地である。

この他に、同市の公共事業の実施に伴う呉市有移転墓地が11か所（約500区画）あるが、公共工事のために移転した墓地であり、一般市民が使用する墓地ではない。

### 3. 市営墓地の現在の最大課題と「管理運営に関する基本方針」の策定

市営墓地の現在の第一の課題は、その多くが山間の立地条件の悪い場所に設置されてから約70年～100年が経過し、施設の老朽化が著しいことである。また第二に社会環境の変化に伴う無縁墳墓の存在である。

そのため市営墓地の今後について「呉市墓地に係る管理運営に関する基本方針」（令和元年11月）を策定し、理論的背景と方向性を示している。

その現状の問題として、「市営墓地は戦前に造成されたものが多いことから、

経年に伴い土木構造物である法面や石垣、排水等の施設の老朽化が著しいことに加え、自然災害やイノシシによる被害が多発している」こと。また社会環境の変化として、「少子高齢化・核家族化の進展や、50歳時（生涯）未婚率の上昇や、家意識の希薄化、価値観の多様化などの社会環境の変化により、管理が行われていない無縁墳墓が増加し、墓地環境を悪化させるなどの問題も発生」していると分析する。

この状況下で将来にわたり市営墓地を適正に管理運営していくために、課題を総合的に捉え、効率的な管理運営の施策を推進する必要を述べている。

#### （１）市営墓地の現状と各課題

- ・市営墓地は「呉市墓地条例」に基づき、同市に住所がある世帯主等に墓地区画を提供するため、一般会計で管理運営している。永代使用料はあるが管理料はとっていない。全区画の８割が「急傾斜地崩壊危険区域」や「山腹崩壊危険地区」などに造成されている。
- ・市営墓地の返還は平成29年度、30年度は多くなっている。それは民間の墓地や合葬墓、納骨堂を使用しているなどの理由であると実態調査でわかった。そのため使用者に返還手続きを進めたためである。この傾向は続くと考えている。
- ・供用後70年以上経ち承継手続きが必要であることを知らない人も多く、使用者の把握ができなくなり、さらに承継者がいない無縁墓も多数あると考えられることである。
- ・現在の墓地は駐車場がほとんどなく、市民は高齢者になり民間墓地に改葬する事例も多い。また市民の墓へのニーズの多様化で永代供養墓や合葬式墓地の整備の要望がある。

このため、市営墓地の課題として①維持管理費の増加 ②無縁墳墓の増加 ③市民ニーズへの対応が明確になっている。

#### （２）課題への対応（方向性と施策の方針）

上記の課題への対応は主に3つある。第一に令和4年度から「合葬式墓地」

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応の供用を開始、第二に合葬式墓地の供用開始に伴い、蒲刈墓地以外の市営墓地の新規募集を停止、第三に条例改正により令和5年度から高所から低所への使用区画の変更が可能になった。

次に民間墓地との役割分担と市民ニーズへの対応として、民間墓地の設置状況を見よう。宗教法人の令和元年の区割り墓地は53法人で施設数は87、納骨堂は26法人で施設数は27、合葬墓は4法人で、施設数は4ある。このうち区割り墓地は約2割、納骨堂は約4割の空き区画があったという。

そのため、民間墓地と役割分担を明確にして、①不安を抱える単身世帯高齢者や、②承継者がいない人、③生活困窮などにより墓地の取得が困難な人、でも利用できる、安価な墓地の整備など、民間墓地等では十分な対応が難しい市民ニーズに対応を重点化することが必要であると、同市では考えた。

### (3)「呉市合葬式墓地」と「無縁の塔」の連携

そのため、同市は承継者不要で、区画割墓地や納骨堂と比較して、省スペースで、安価な使用料で市民に提供できる「合葬式市営墓地」<sup>15)</sup>の整備を計画した。これは「呉市営墓地に係る管理運営に関する基本方針」に基づいて整備されている。

合葬式墓地は、家族形態や経済的事情に関係なく遺骨の埋蔵場所を確保できる。福祉的観点からも有効であると考えられた。(写真4 呉市合葬式墓地と無縁の塔)

また合葬式墓地は管理運営に永続性が強く求められる形式の墓地であるとして、“市営墓地”として整備することになった。

承継を必要とせず、安価な墓地施設である合葬式市営墓地は3つの副次的効果を持っている。第一に、市営墓地使用者の実態調査で無縁墓と認められ



写真4 呉市合葬式墓地と無縁の塔

た遺骨の改葬先になること。これは無縁墓の整理や墓地の無縁化防止への対策になる。

第二に、墓参や承継に不安を持つ市営墓地からの改葬が期待でき、高所から低地に移動でき、既存の墓地の管理運営の効率化にも寄与できる。

第三に、現在無縁遺骨を収容（収蔵）している「呉市無縁の塔」の収容件数が増加しており、将来的に満杯になる。そのため一定期間を経過した無縁遺骨を合葬式墓地の中に収容する機能を持たせることで、施設の有効活用と、経費の削減が可能になる。

規模は、納骨室に1500体収容（骨壺）、合葬室に1万500体収容可能（納骨袋）で計1万2000体である。建物は鉄筋コンクリート造り、平屋建て、床面積は44.52m<sup>2</sup>である。

建物中央部に参拝スペースが設けられ、香炉やモニュメントがあり、造花も供えられている。使用許可を受けた日から10年間納骨室に収蔵し、期間を過ぎると合葬室に移動する。

合葬式墓地は令和4年度に共用を始めた。合葬式墓地の募集は「一般公募用」と「市営墓地使用者用」があり、今まで危険性の高いとされる墓地使用者で使用区画を返還する人に優遇策を設けている。

市営墓地の使用者で、区画を自己の費用で原状回復し返還する人、または墓を建てていない区画を返還するが遺骨を保有している人は、使用料が安くなる制度で、納骨室で遺骨一体につき7万円、合葬室で3万5000円である。一般公募用では、10万円と4万5000円である。募集数も市営墓地を使用している人を多く設定し、災害危険区域からの移動を勧めている。この施策は「呉市合葬式墓地条例」に位置付けられていて、市民に改葬のインセンティブを与えるものとなっている。

#### 4. 「呉市無縁の塔」

無縁遺骨は身元不明や孤立死等で、引き取り手がない遺骨の事である。無

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応  
縁遺骨は全国的に増える傾向にあり、どのように収蔵するか自治体の課題  
になっている。

呉市の無縁遺骨の収容件数の近年の推移は、平成26年度は28件、27年度35件、  
28年度33件、29年度49件、30年度34件になっている。呉市でも増える傾向に  
あり、現在呉市斎場敷地内にある「呉市無縁の塔」で保管しているが、2020年代  
に満杯になると言われる。そのため、「呉市無縁の塔」で一定期間を経過した  
無縁遺骨を、無縁の塔のすぐ横にある「合葬式墓地」の中に収容できること  
になった。

## 5. 新たな使用者情報の管理システム

墓地の無縁化を防止するには、使用者情報を把握するのが重要である。承継  
の未手続により無縁墓が増え、無縁墓の整理に時間、経費を使うことになっ  
ている。そのため同市ではまず墓地使用权承継を勧めている。平成28年度に同市  
は新たな墓地台帳管理システムを構築し、登録されている使用者と住民基本台  
帳との照合を定期的実施して、使用者の移動の理由を死亡・市外転出・市内  
転居に分類、承継手続きを勧める文書を発送している。手続きがされない場合  
は使用者の追跡調査をする。市外居住者の場合は定期的に戸籍等を取り寄せる  
など使用者の追跡調査をしている。

このような実態調査による承継手続き件数は、平成26年度206件、27年度179  
件、28年度127件、29年度と30年度は593件、418件と効果を上げている。

## 6. 墓地使用权者の“承継者の生前指名制度”

さらに無縁化を防ぐため、同市では承継者の生前指名制度の導入をした。

墓地使用权の承継は原則として使用者の死亡を条件としている。しかし現実  
は使用者の死亡後では、親族間での相続など墓の承継者を決めるまで時間がか  
かる。また承継者を決めても手続きがされないままの場合もある。

そのため使用者がまだ存命中に、親族で協議して、使用者に墓地の承継者を

指名してもらうことを可能にする「生前指名制度」を始めている。

## 7. 無縁墓の実態調査と状況

使用者の実態調査の結果、無縁墓と認められる場合は法令の手続きを経て無縁改葬をしている。無縁改葬後、墓地区画に残された墓石等は撤去し“市営墓地の縮小”を促進している。

墓地使用者実態調査によれば、全区画数9600件の内、無縁公告で改葬を行った区画数は平成29年度末で58件、30年度で61件であった。調査中区画は1213件、894件である。

また空き区画数は1075件、1097件である。

9600区画の内、正常区画と手続き済み区画の合計は7548区画になり、約78.6%が利用されている。墓地使用权承継を勧める施策があっても、78.6%が現在でも急斜面地の墓地を使用していることになる。区画の墓石等撤去費用の負担など、市民の金銭的負担感覚もあると考えられる。平地、合葬式墓地への改葬をすすめる方向であるとなれば、墓地使用权の承継とともに、同時に平地への改葬を勧める方法が、さらに必要とされるのかもしれない。

## 8. 呉市の人口動態と無縁化

呉市人口動態を見よう。同市の情報統計課人口の推移<sup>16)</sup>では、昭和48年は23万9951人、世帯数73304、一世帯平均人員は3.27人、平成17年に25万1003人、10万514世帯、1世帯平均2.50人になっている。平成15～17年に8町を合併したためである。平成28年（2016年）に呉市は人口25万人で中核市になっている。

令和4年は20万5888人、9万1966世帯、世帯平均2.24人になっている。人口も世帯数も減少傾向で、世帯人員も減っている。また生涯未婚率も平成17年と平成27年を比較すると、男性は15.96%から23.37%へ、女性も7.25%から14.06%に増えている。このような状況は全国的な傾向であるが、墓地の承継者の減少が加速されていくと考えられる。

### 9. 「旧呉海軍墓地」は「長迫公園」に

市街地の近くに旧呉海軍墓地があり、現在の「長迫公園」がそれで2.9haある。1890年（明治23年）戦没者や海軍軍人などの埋葬地として開設されている。戦前に建立された墓碑や合祀碑など169基が急斜面地に所狭しと並んでいる。戦艦に乗船して死亡した全員の氏名を刻んだ碑も見られる。1986年（昭和61年）国から呉市に譲渡され公園整備がされた。「戦艦大和戦死者の碑」もあり（写真5 戦艦大和戦死者の碑）、合祀墓は80基が建てられている。



写真5 呉市長迫公園（旧海軍墓地）

## Ⅲ 東広島市

東広島市は呉市の北、また広島市の東北に位置し、両市と接している。しかし、2つの市のように海には面していない。同市は初め西条町を中心に周辺の町と、昭和49年に賀茂郡西条町、志和町、高屋町、八本松町の4町が新設合併し、東広島市が発足した。当時広島県内で12番目の市になっている。さらに当時の広島市が平成17年に賀茂郡黒瀬町、河内町、豊栄町、福富町、そして豊田郡安芸津町の5町を編入し、現在の東広島市になっている。

### 1. 市町村合併で斎場は5か所

東広島市の斎場は、福富町を除いて市町村合併前に各市町が設置していた火葬場を現在は東広島市の施設として使用している<sup>17)</sup>。ひがしひろしま聖苑は八本松町宗吉にあり、平成4年開設、炉数は7炉ある。黒瀬斎場は黒瀬町津江にあり、昭和54年度開設、2炉ある。豊浄苑は豊栄町清武にあり、平成13年度開設で1炉である。河内斎場は河内町小田にあり、昭和62年度開設、2炉である。安芸津斎場は安芸津町風早にあり、昭和60年度開設、2炉である。同市には計5

か所の斎場がある。福富町には合併時に斎場は無かった。

「ひがしひろしま聖苑」は平成4年度に開設され、最も新しく、ひがしひろしま墓園と同じ場所にある。火葬件数は令和4年度で1527件と規模も大きい。黒瀬斎場は230件、安芸津斎場が140件であるが、豊浄苑と河内斎場は56件、59件である。

## 2. 特異な人口動態と死亡者数

「ひがしひろしま聖苑」はひがしひろしま墓園と同じ場所<sup>18)</sup>で入口付近にある。人口動態と火葬件数を見ると、令和元年度で人口は18万7765人から、令和4年度には18万9114人と人口が増加し、火葬件数は1725件から、2012件と増加している。

同市の担当者は、「今後も死亡者数の増加が予想されるが、それに伴い火葬件数も増加すると考えている」と言う。

国勢調査によると同市の人口と世帯数は、平成17年は人口18万4430人、76018世帯が、令和2年は人口19万6608人、9万0158世帯に増えている。

同市の令和2年4月30日現在の数字では、人口は18万8962人、世帯数は8万7170であるが、外国人は人口7975人、世帯数は6119世帯ある。また社会動態をみると、転入が1526人で、転出は1007人ある。

同市は、平成17年と比較すると人口や世帯数も増加している。また外国人の人口割合は約4%あること、また転出も転入もあるが、転入が約1.5倍もある。

同市には工業団地や広島中央サイエンスパーク等々あり、主な企業として神戸製鋼西条工場や三菱重工呉工場安芸津地区、マイクロメモリジャパン本社等あること、また大創産業(100円ショップのダイソー)などあることから、雇用者が増えていることがある。

また広島大学等学園都市でもあり、学生の転出入が多いことも考えられる。

### 3. 災害時の対応

現在、斎場の課題は災害時対応である。市内5斎場とも設備能力は十分で、建築物と火葬炉設備も定期的に修繕され、保全状況は良いという。しかし、災害時の業務継続については課題と解決策を検討中である。災害時の大規模停電に火葬ができるかが重要である。リスクや重大性、必要性、コストを検討して非常用発電機の導入とコスト面で可能性を探っている。

同斎場は市が直営でしてきたが、平成27年度から指定管理者制度を導入している。「利用者の評判も良く、直営よりも低コストで、業務面においても緊急時の機動性が良く、導入効果があった」と同市担当者は考えている。

### 4. 増える無縁遺骨について 「無縁の塔」

火葬場で引き取り手のない無縁遺骨は、ひがしひろしま墓園にある「無縁の塔」（合葬墓）に仮置きという形で保管している。無縁遺骨は現在加速度的に増えて来て、生活保護関係で年間10～20件ある。それ以外の無縁遺骨の区分は捉えられていない。「引き取り数より新たに保管する数の方が圧倒的に多いため、今後は新たな合葬墓の設置が必要」と考えている。

このような無縁遺骨に対して、現在のところ慰霊祭などの行事は行っていないという。

### 5. 合併後の市営墓地 「ひがしひろしま墓園」

「ひがしひろしま墓園」は公営墓地の中で最も新しく、面積も大きい。初めての市町村合併の後、造られた墓園である。同市の建設時の基本データによると、東広島市八本松町に位置し、平成7年1995年から供用を開始している。

墓園総面積は6万8771m<sup>2</sup>で、墳墓地面積は5823.54m<sup>2</sup>で、1440区画ある。（図2 ひがしひろしま墓園）（写真6 ひがしひろしま墓園）

墓地区画数は1440区画あり、貸付済みは1000区画で、440区画が残っている。建設時に平成10年10月時点で人口11万7116人、4万7200世帯を想定している。



図2 ひがしひろしま墓園（左）とひがしひろしま聖苑（右）



写真6 ひがしひろしま墓園

区画墓地の永代使用料は4m<sup>2</sup>当たり80万円、永代管理料は4m<sup>2</sup>当たり10万円である。近年は小さい区画のニーズがあり、また市民から改葬の相談が多く約100件もある。

「納骨堂」は平成7年度に開設されているが、いずれ墓地に埋葬する必要があり、その後民間の合葬墓に入れる場合が多くなっているという。延床面積30m<sup>2</sup>、納骨室は112室あるが、実際の貸付済みは1室だけである。納骨堂の使用料は1室当たり月額1000円であるが、3年間の期限付きであり1～2年の間に引き取られている。

また「無縁墳」が納骨堂の横にある。上部形状が円墳状なので無縁墳である

が、「無縁塔」と呼ばれている。(写真7 納骨堂と無縁の塔)

同墓園は山裾の緩い斜面地で周囲は緑豊かな自然環境にある墓地公園になっている。現在、残区画数があることが主な課題で、広報やチラシで貸し付け促進をしている。また改葬や小さい区画や合葬墓等の市民ニーズへの対応も求められている。



写真7 東広島市納骨堂(右)と無縁の塔(左)

その他、現在の課題と対策については次のようである。①坂道対策として電動アシスト車いすの導入、②山裾であるためイノシシ被害対策として防護フェンスの追加措置、③駐車場から墓まで遠い区画があり、区画近くに駐車場の設置を検討中、④設備の老朽化に対して、伝統や水道設備の計画的修繕を考えている。

## 6. 「ひがしひろしま墓園」以外5か所の市営墓地

同市が所有する墓地は「ひがしひろしま墓園」以外に5か所ある。①金口墓園(福富町)、河内町には②陰地墓園、③中屋谷第1墓園 ④中屋谷第2墓園 ⑤下河内墓園である。合計384区画が整備されている<sup>19)</sup>。

金口墓園は145区画あり残りは0で、平成9年に供用開始している。福富ダム開発による移転補償で整備された。

陰地墓園は81区画あり残りは0である。中屋谷第1墓園は93区画あるが、44区画残っている。中屋谷第2墓園は18区画あるが7区画残りがある。この河内町にある陰地墓園、中屋谷第1墓園、中屋谷第2墓園の3か所は、グリュエーン入野開発による墓地移転補償と団地入居者用、県旧住宅開発公社より譲渡されている。しかし、グリュエーン入野区画の販売不振のために墓地も不振であり、墓地区画が多く残っている。

いずれも平成の中期頃、ダム開発による移転補償、住宅団地開発による墓地移転補償と団地入居者用であり、県開発公社より譲渡され、また林道整備時の移転整備で造られた墓園であり、市町村合併以前の墓園を火葬場と同様に東広島市が引き継いでいる。

これら同市所有の墓園の管理は、ひがしひろしま墓園は指定管理者制度を利用し、その他5か所の墓園は直営であるが草刈りなどの一部業務を委託している。また、日常の管理は合併前の各旧町にある支所が担当している。

## 7. 民間の霊園の状況

同市は2回の町村合併により9町が一緒になった。そのため、旧町にはそれ以前からの寺院や墓地もある。しかし広島大学キャンパスの移転地になり、山陽自動車道が開通し、工業団地が造成・拡大され、広島市や呉市とのバイパス、広島市のベッドタウンとしても発展した。それにより新しい住民の墓地が必要になったことも考えられる。

同市によると、平成元年度から令和4年度までに墓地経営許可申請のあった墓地、納骨堂の数は、市営・宗教法人が55件、個人が759件ある。「墓地、埋葬等に関する法律」の整備がされるまでの宗教法人の墓地は多数あると考えられるが、把握できていない。

特徴的な点は、これまで市営墓地として無かった西条町にも造られたことや、樹木霊園やペット霊園等新しい形態の墓園、メモリアルパークという名前も散見できる。個人が759件あるのは、山間地でこれまで個人墓を建ててきた地域ではないかと推測される。

## 考察とまとめ

広島市、呉市、東広島市の墓地と斎場（火葬場）の現状と成立過程、そして課題とこれからの方向性への対応を見てきた。

- ・各市は、高度経済成長の始まった昭和40年代から市町村合併し、都市域を

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応拡大してきた。この過程で地域住民が利用していた墓地や火葬場は新しい市の施設になり、小規模施設は整理され、利便性にすぐれた設備が大規模な新しい墓園や斎場の利用へと変化したことが分かる。

しかし墓地は改変が困難なため、引継ぎ墓地等として新しい市に引継がれていった。

墓地は、その地域の人々の葬送の地であるだけでなく、町村や都市の歴史を語る土地でもある。従来から存在した墓地をどのように引継いでいくのか、いけないか、課題が残る。

・しかし、高度経済成長と人口増加の時代から、現在の少子高齢人口減少やライフスタイル等社会変化の中で、各市は新たな対応をすでに始めている。

広島市は高天原墓園に「合葬墓」を平成28年に新設、呉市は呉市斎場の敷地にあった「呉市無縁の塔」のすぐ横に「合葬式墓地」を新設し、東広島市は「ひがしひろしま墓園」に「納骨堂」（一時仮置き）と「無縁墳」（「無縁の塔」）を設置しているが、形状は合葬墓に似ているが共同墓の「合葬墓」ではない。また広島市の合葬墓は生前予約申し込み制度は現在のところはない。

・さらに、遺骨の引き取り手がない「無縁遺骨」への対応として、呉市は斎場の敷地内に「呉市無縁の塔」が利用されているが、今後の増加を見込んで、無縁の塔すぐ横に昨年建てられた「合葬式墓所」内の空間にも収納できる。東広島市は「ひがしひろしま墓園」の中の「無縁墳」（無縁の塔）に収納している。

・この一方、現在一番の課題は放置されかねない「無縁墓」である。無縁墓を少なくする取り組みで特徴的なのは呉市である。墓地が危険区域にもなっている急斜面地に造られているため、いずれ放置される可能性が高い。墓地使用者の安全性、利便性もあり、条例により合葬墓への改葬を勧めている。しかし、墓所が放置されてからでは市は更に困難になる。そのため新たな墓地台帳管理システムを構築し、定期的に住民基本台帳との照合をするなど追跡調査、また「墓地使用権の承継者の生前指名制度」を導入したところである。

・3市とも歴史や都市の成り立ちが異なっていて特徴がある。

広島市は広島県の県庁所在地であり、中国地方の中心都市である。県人口の42.9%を占め、次いで福山市、呉市、東広島市である。人口増加率も高いのも東広島市、広島市である。

呉市は明治時代から第二次大戦中は呉鎮守府等が置かれた軍港であったが、その後は造船や鉄鋼などの臨海工業都市として発展した。東広島市は「賀茂学園都市建設」「広島県中央テクノポリス建設」プロジェクトがあり社会基盤や産業基盤が形成されていった。中心地である西条は現在でも酒蔵の町として街並み景観が残る<sup>20)</sup>。

広島市から西条までJR山陽本線、広島バイパス、呉市からは東呉道など、3市の交通網はアクセスが良い。3市はこのような特徴のある都市の発展変化の中で、現在の墓地や斎場が形成され、課題に直面して独自の解決策を取っていると考えられる。無縁化社会への動きは早く、各市の状況は多少異なっても広島都市圏の対応は共有できるものがあると考ええる。

## 謝 辞

今回広島都市圏の自治体の墓地（霊園）、合葬墓、無縁墓所、斎場についてヒアリングと現地調査にあたり、多くの皆様にご大変お世話になった。広島市健康福祉局保健部環境衛生課管理係、呉市環境部環境政策課、東広島市生活環境部環境対策課の担当者の皆様、また墓園平面図や各種資料をいただき、使用を快諾いただいたことに心より感謝申し上げます。

## 参考文献

- 1) 横村久子：「近代日本墓地の成立と現代的展開」京都大学博士論文、1993年3月
- 2) 横村久子：「単身化社会・無縁社会の進行と葬送・墓制の三つの方向」『現代日本の葬送と墓制』鈴木岩弓・森謙二編、p88-114、吉川弘文館、2018年7月
- 3) 広島市：「市営墓地の管理運営」（担当課作成資料）
- 4) 広島市：「令和5年度広島市市営墓地使用者募集」パンフレット
- 5) 広島市：「令和5年度広島市合葬墓使用者募集（高天原墓園内）」パンフレット

中国地方広島都市圏の特色ある3市の墓地・斎場の経緯と無縁化への対応

- 6) 広島市：「市営墓地の性質」（担当課作成資料）
- 7) 広島市：「広島市火葬場概要」（同上）
- 8) 広島市：「広島市火葬場整備計画 概要版」2022年
- 9) 広島市：「火葬場等の管理運営」
- 10) 広島県：「広島県広域火葬計画」2022年
- 11) 広島市：「令和3年度版 広島市の衛生統計」広島市保健所
- 12) 呉市：「呉市の斎場について（斎場担当者作成資料）」
- 13) 呉市：「呉市斎場」パンフレット
- 14) 呉市：「呉市営墓地に係る管理運営に関する基本方針」2019年
- 15) 呉市：「令和5年度呉市合葬式墓地募集案内」（一般公募用）、（市営墓地使用者用）
- 16) 呉市：「人口の推移（昭和48～令和4年）」
- 17) 東広島市：担当課作成資料
- 18) 東広島市：「ひがしひろしま墓園」パンフレット
- 19) 東広島市：担当課作成資料「東広島市営墓地のご案内 下河内墓園 中屋谷第1・2墓園」
- 20) 東広島市：<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp>

受付日 令和6（2024）年9月13日 採用日 令和6（2024）年12月2日

<キーワード>

墓地 斎場 無縁化 広島都市圏 中国地方